



1世帯あたり
3万円

Monthly Topics ①

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

☎八尾市臨時特別給付金コールセンター ☎990-3090 (平日9時～17時) FAX990-3091

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯につき3万円支給します。

■対象

基準日（令和5年6月1日）時点で本市に住民登録があり、**世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯。**

※住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除く。

■申請

対象世帯に対して6月中旬以降に、手続きに関する書類を送付します。

※7月中旬までに届かない場合は、お問合せください。



※上記内容は変更となる場合があります。詳細は決まり次第、市政だよりや市ホームページでお知らせします。

Monthly Topics ②

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

☎こども若者政策課 ☎923-1003 FAX924-9548

食料などの物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人につき5万円を支給します。

ひとり親世帯分

■対象 次の①～③のいずれかに該当する人

①**児童扶養手当受給者**：令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人

➔ **申請不要** 5月24日（予定）に令和5年3月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

②**公的年金受給者**：公的年金などを受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人

➔ **要申請**

③**家計急変者**：令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないが食費などの物価高騰の影響により、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がっている人

➔ **要申請**

■**申請受付**：5月22日～。②③に該当する人のうち、児童扶養手当の認定を受けている人などには、5月末に申請書を送付します。申請方法や支給時期など詳細は市ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯以外の子育て世帯分

■対象 次の①または②のいずれかに該当する人

①令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給した人

➔ **申請不要** 5月24日（予定）に、令和4年度給付金と同じ口座に振り込みます。ただし、受給した人が下記に該当する場合は対象外となります。

・離婚などにより現在児童の養育をしておらず、現在児童を養育する人が左記ひとり親世帯分①に該当する場合

②①以外で平成17年4月2日（障がいがある場合は平成15年4月2日）～令和6年2月29日生まれの児童を養育する人で、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度住民税均等割非課税である人、または住民税均等割非課税相当まで収入が減少した人

➔ **要申請**

■**申請受付**：7月3日～。申請方法や支給時期など詳細は、市ホームページをご覧ください。

